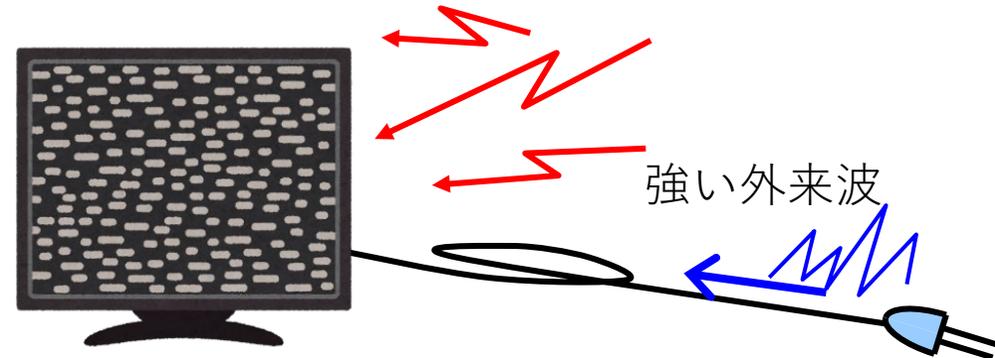


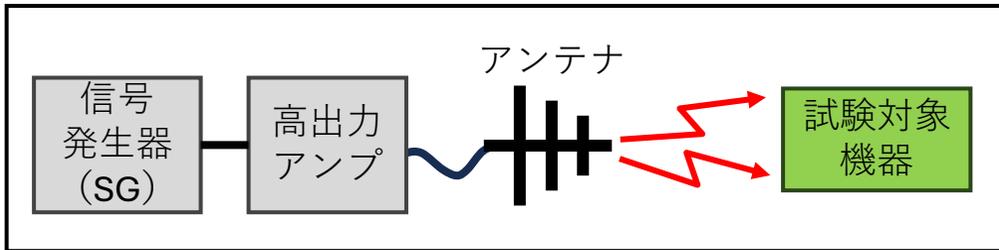
イミュニティ試験設備とは

- イミュニティとは、電子・電気機器などが様々な電氣的な外的要因に対する耐性として、誤動作や性能低下を起こさずに作動する能力です。
- 耐性を確認するため、直流電流を流す静電気試験や雷サージ試験、高周波電流を流す連続性RF電磁界妨害波試験など、様々なイミュニティ試験があります。

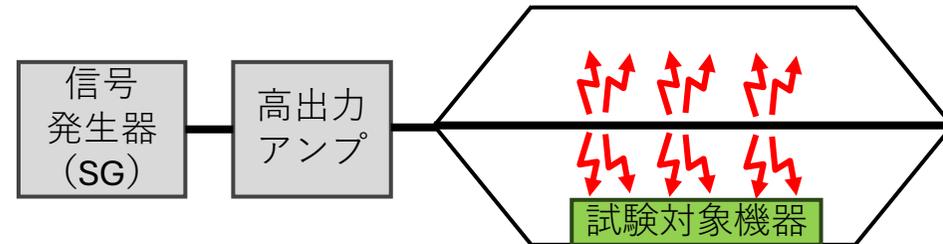


<イミュニティのイメージ>

電波暗室又はシールドルーム



- 連続性RF電磁界妨害波試験装置



- TEM (Transverse Electro-Magnetic) セル

<具体的な高周波利用設備に該当するイミュニティ試験設備のイメージ>

イミュニティ試験を行うための設備のうち、10kHz以上の高周波電流を用いるものは電波法第100条に定める高周波利用設備となります。

そして、高周波出力が50Wを超えるものは、設置許可が必要となります。

Q&A

Q1：電波暗室やシールドルームに設置され、電波を発射するイミュニティ試験設備は、電波法施行規則第6条第1項に定める「発射する電波が著しく微弱な無線局」の無線設備には該当しないのか。

A1：当該設備はその目的が通信ではないことから、同項に定める無線局の無線設備ではなく、高周波利用設備に該当します。

Q2：レーダーや空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムは通信を目的とするものではないが、高周波利用設備には該当しないのか。

A2：レーダーは国際的にITU-Rの無線通信規則において無線局と整理されており、これにならって、電波法においても無線局として整理しています。また、空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムは平成30年8月31日に公表された電波有効利用成長戦略懇談会報告書において「無線設備として規律していくことが適当と考えられる」と結論づけられ、無線局と整理しています。

Q3：無線局のアンテナ特性を試験する設備は通信を目的としていないが、高周波利用設備には該当しないのか。

A3：当該設備は、電波法施行規則第4条第1項第22号の実験試験局の定義における「電波の利用の効率性に関する試験（中略）を行うために開設する無線局であつて、実用に供しないもの」として使用する無線設備に該当するので、実験試験局として開設する必要があります。

なお、電波法施行規則第6条第1項第3号 標準電界発生器、ヘテロダイナ周波数計その他の測定用小型発振器に該当する場合は、免許を要しない無線局として運用することができます。

Q4：高周波利用設備は近傍界（ $\lambda/2\pi$ 以下の距離（ λ は電波の波長））での電波利用が対象ではないのか。

A4：高周波利用設備のうち電波法第100条第1項第1号の「通信設備」は近傍界での電波利用になりますが、同項第2号の「通信設備以外の設備」は近傍界での電波利用に限っていません。例えば、電子レンジは2.4GHzの電波を利用するので近傍界は約2cm以下ですが、それ以上の距離で加熱しています。